

## 三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会の招集に関する規則

平成19年2月1日規則第1号

三重県後期高齢者医療広域連合議会の定例会は、毎年2月及び11月に招集するものを定例とする。ただし、やむを得ない事由があるときは、これによらないことができる。

附 則

この規則は、平成19年2月1日から施行する。